

平成 2 6 年 第 3 回 定 例 会
陳 情 文 書 表

自 陳情第 8 号
至 陳情第 9 号

| 陳情 番号 | 件 名 | 付 託 委員会 | 審 査 結 果 | | | | 頁 |
|----------|---------------------------------|------------|---------|-----|---|-----|---|
| | | | 日 | 委員会 | 日 | 本会議 | |
| 8 | 成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情 | | | | | | 1 |
| 9 | 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回の意見書」提出を求める陳情 | | | | | | 3 |

| | | | |
|---------|---|-------|------------|
| 陳 情 番 号 | 8 | 受理年月日 | 平成26年8月25日 |
| 陳情人住所氏名 | 新宿区本塩町9-3 司法書士会館 東京司法書士会 会長 清 家 亮 三 外2件 | | |
| 件 名 | 成年後見人等に対する報酬助成に関する陳情 | | |

〔陳情要旨〕

- 1 府中市で実施している成年後見人等に対する報酬助成制度の助成対象について、市長申し立ての場合に限定する要件を撤廃し、本人または親族申し立ての場合にも利用できるようにすること。
- 2 前記報酬助成制度を実効あるものとするため、必要な要綱等を整備するとともに広く広報を行い、福祉関係部署や推進機関等の地域ネットワークを活性化させ、成年後見制度の潜在的ニーズを十分顕在化させることなどにより、利用の促進を図ること。

〔陳情理由〕

- 1 成年後見制度とは、認知症や知的障害・精神障害などで判断能力が十分でない方たちの財産管理や契約などの法律行為を、本人の代理人として家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことによって本人の権利を擁護し生活を守る制度であり、認知症高齢者や知的障害者・精神障害者等の方々の権利擁護のためのセーフティネットであって、判断能力の不十分な人が地域で生活するために、なくてはならない不可欠な制度です。
- 2 成年後見人等の対応の中には、借金苦による生活破綻や生活苦等を原因とする家庭内の虐待、悪質商法による消費者被害、対応の難しい障害、家族内に判断能力の十分でない人が複数いる場合などの問題が少なからずあり、これらを解決するためには、親族ではなく、法律・福祉等に関する知識を有し、それら諸問題に対し解決の経験等を有する専門職後見人の就任が必要なケースが多くあります。成年後見人等が業務を遂行していくためには、その責任の重大性や重い業務負担から、ボランティアで行うことは困難であり、業務の対価たる報酬については必須のものであると言わざるを得ません。

しかしながら現在の成年後見制度では、成年後見人等の報酬や手続を利用するための費用は、制度を利用する本人の負担となっているため、経済的に困窮されている方はこれらの費用を負担できず、そのた

め、同制度の利用をためらったり、または成年後見人等のなり手を探すのが困難な状況にあります。

- 3 厚生労働省は、成年後見人に対する報酬助成制度について「成年後見制度利用支援事業（以下「支援事業」）」の積極的な活用を促す観点から、平成20年に親族申し立てや本人申し立ても助成対象であることを確認する内容の事務連絡を出して各自治体に運用改善を呼びかけました。

しかし現状は、導入していても対象を区市町村長申し立てに限定している自治体がまだ多くあります。このような区市町村長申し立てへの限定は、成年後見制度の利用が必要な多くの生活困窮者をセーフティネットの網から外してしまうことになりかねません。

また、予算はつけられているが利用があまりなされておらず、福祉関係部署や推進機関等を中心とした地域福祉ネットワークの構築が不十分であり、成年後見制度の潜在的ニーズの掘り起こしが十分行われておらず、広報自体も不十分で制度の存在の周知が消極的である等により現実には利用されていないケースも多いと思われます。

- 4 多摩地区（26市3町）において、報酬助成制度があり、かつ市町長申し立て限定のない自治体は、平成26年4月現在5自治体でした。その後、さらに陳情等の成果により、来年度（一部今年度）より、市町長申し立て限定のない報酬助成制度が導入される見込みとなった自治体が、7月20日現在にて、4自治体です。しかしながら、府中市は現在、市長申し立てに限定した報酬助成制度です。

- 5 そこで生活困窮者の成年後見制度の利用促進、権利擁護という目的に適した形で報酬助成制度を活用していくためには、府中市も市長申し立てに限定した要件を撤廃するとともにその利用促進を図ることが必要不可欠と思われ、上記の通り陳情します。

付託する委員会

| | | | |
|---|-----------------------------------|-------|------------|
| 陳 情 番 号 | 9 | 受理年月日 | 平成26年8月27日 |
| 陳情人住所氏名 | 府中市幸町1-7-3 府中9条の会 事務局長 丹野和雄 | | |
| 件 名 | 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回の意見書」提出を求める陳情 | | |
| 〔陳情主旨〕 | | | |
| <p>日本は、憲法前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、憲法9条で一切の武力による威嚇・武力の行使を放棄し、戦力の不保持と交戦権の否認を定め、平和的方法による国際的な安全保障の実現に努力してきました。</p> <p>「集団的自衛権」は、「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利」とされ（1981年5月29日政府答弁書）、これまで政府は「憲法9条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するための必要最小限の範囲にとどまるべきと解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」という立場に立ってきました。</p> <p>しかしながら安倍首相は、本年7月1日、これまでの憲法理解の蓄積と国民的論議に対して「閣議決定」という一方的方法で改憲に等しい憲法解釈と集団的自衛権行使容認を打ち出しました。</p> <p>その中で、集団的自衛権の行使は、「自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った」と述べられていますが、国会での議論も行われず、時々々の政府の考えで憲法解釈が変えられるようになれば、憲法は憲法でなくなってしまう、立憲主義の否定と言われるように我が国の民主主義の根幹に触れる問題になりかねません。</p> <p>府中市は「平和都市宣言」で「今、世界の人々は、この美しい地球上で、日々安心して暮らせる平和を願っています。すべての核兵器と戦争をなくし、平和な世界を築くことは、人類共通の差し迫った課題です。平和憲法の精神から非核三原則を遵守し、すべての国の人々と手を携え、かけがえのない地球を真に平和なものにし、愛する郷土を未来に引き継ぐことは、私たちの責務です。府中市は、平和への誓いを新たにし、心から世界平和の願いを込めて、ここに平和都市であることを宣言します。」と高らかに宣言しています。</p> | | | |

以上の理由で、府中市議会がこうした見地から、以下の意見書を内閣に提出することを求めます。

〔陳情項目〕

- 1 戦争する国づくりにつながる集団的自衛権行使容認の閣議決定は、立憲主義の否定です。閣議決定の速やかな撤回を求めます。

付託する委員会